

# 日本語教育人材の養成・研修の在り方について (審議経過の報告)

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

平成29年10月27日



## 第 16, 17 期日本語教育小委員会の審議状況について

日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) [平成 25 年2月]

- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方及びその論点を 11 に整理。

- 論点 1 日本語教育に関する政策のビジョンについて
- 論点 2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について
- 論点 3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について
- 論点 4 カリキュラム案等の活用について
- 論点 5 日本語教育の資格について**
- 論点 6 日本語教員の養成・研修について**
- 論点 7 日本語教育のボランティアについて
- 論点 8 日本語教育に関する調査研究の体制について
- 論点 9 総合的な視点からの検討について
- 論点 10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について
- 論点 11 国外における日本語教育について

今期小委員会では、第 16 期に引き続き、論点 5・6 について審議を行っている。

### これまでの審議内容

本年度は日本語教育人材の養成・研修について検討するため、2つのワーキンググループを設置し、これまでに4回のワーキング、3回の小委員会を開催し、日本語教育人材について整理し、求められる資質・能力及び教育内容等について審議、検討を行ってきた。

#### 【第 16 期】

- 第 73 回 平成 28 年 5 月 13 日
- 第 74 回 平成 28 年 6 月 3 日
- 第 75 回 平成 28 年 6 月 20 日
- 第 76 回 平成 28 年 7 月 4 日
- 第 77 回 平成 28 年 9 月 1 日
- 第 78 回 平成 28 年 10 月 21 日
- 第 79 回 平成 28 年 12 月 19 日

14 団体へのヒアリング  
及び日本語教育人材の養成・研修の実施状況に関する調査

#### 【第 17 期】

- 第 80 回 平成 29 年 5 月 11 日
- 第 81 回 平成 29 年 9 月 8 日
- 第 82 回 平成 29 年 10 月 27 日

#### <ワーキンググループの設置>

- ①外国人児童生徒を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するWG
- ②活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するWG
  - 第 1 回 平成 29 年 6 月 12 日
  - 第 2 回 平成 29 年 7 月 14 日
  - 第 3 回 平成 29 年 8 月 8 日
  - 第 4 回 平成 29 年 9 月 8 日

小委員会の審議と並行して、「日本語教員養成における教育実習及び現職者研修についての調査研究」を実施し、日本語教員の養成・研修実施機関で行われている教育実習及び現職者に対する研修の現状を把握するとともに、課題を整理し、教育実習におけるモデルカリキュラム案を提示する予定。

### 今後の予定

本年 12 月を目途に報告書案について、日本語教育関係機関・団体に広く意見募集を行い、その意見等を踏まえ、2月に日本語教育小委員会において「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告案)を取りまとめ、3月の国語分科会で報告を取りまとめる予定。



## 目 次

○ はじめに	・・・ 1
--------	-------

I. 日本語教育人材に関する現状と課題	・・・ 2
---------------------	-------

（1）現状	・・・ 2
-------	-------

（2）課題	・・・ 4
-------	-------

① 「平成12年教育内容」について指摘されている課題

② 活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題

（3）日本語教育人材の整理	・・・ 10
---------------	--------

II. 日本語教育人材に求められる資質・能力について	・・・ 13
----------------------------	--------

（1）日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

（2）専門人材としての日本語教員に求められる資質・能力

（3）活動分野・役割ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力・・・ 14

III. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容について	・・・ 23
--------------------------------	--------

（1）日本語教育人材の養成・研修実施機関における  
教育課程編成の基本的な在り方・・・ 23

（2）日本語教育人材養成・研修に必要とされる教育内容・・・ 26

（3）日本語教育人材の養成・研修の在り方とモデルカリキュラム・・・ 37



## ○ はじめに

日本語教員の養成については、留学生の増加を契機として、昭和60年の文部省の日本語教育施策の推進に関する調査研究会報告「日本語教員の養成等について」において、主として留学生を対象とした日本語教員の養成のための標準的な教育内容が示され、これを基本的な指針として大学等の日本語教員養成機関において行われていた。

その後、大学等における教育・研究の進展、在留外国人の増加や日本語学習者の増加、学習需要の多様化、日本語教員の活躍する場の多様化等を踏まえ、平成12年に文化庁の日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議において「日本語教育のための教員養成について」が取りまとめられ、日本語教員養成の新たな教育内容（以下、「平成12年教育内容」という。）が示された。

現在、大学等の日本語教員養成機関においては、この「平成12年教育内容」を基本的な指針として日本語教員の養成が行われている。

しかし、この間、在留外国人は更に増加し、その在留目的も多様化するなど日本語教育を取り巻く環境は大きく変化した。日本語教育に携わる人材の活躍する場はますます多様化しており、日本語教員のみならず、日本語教育コーディネーターなど様々な役割で関わっている方たちも増えてきている。

また提示以来、既に17年が経過している「平成12年教育内容」についても、様々な課題が指摘されている。

このような状況を踏まえ、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、平成28年度から、様々な活動分野で行われている日本語教育人材の養成・研修の状況をヒアリングや書面調査により把握して分析を行い、活動分野や役割ごとに求められる資質・能力を整理し、それに応じた教育内容やモデルカリキュラム提示に向けて検討を行っているところである。

この検討の成果については、政府において、その実現に向けた取組が行われ、日本語教育の一層の充実が図られることを望むものである。

## I. 日本語教育人材に関する現状と課題

### (1) 現状

経済のグローバル化の進展に伴い、高度人材や留学生、技能実習生をはじめ、我が国に在留する外国人は増加し、一部の集住地域ばかりでなく、今や全国ほぼ全ての自治体に外国人住民が居住する時代となっている。中長期的に日本に居住し、家族とともに地域で暮らす「生活者としての外国人」も増え、子育てや就学・就労、介護など、ライフステージに沿った日本語教育が求められている。

- ・ 在留外国人数は、平成28年度末に238万人<sup>1</sup>を超え、過去最高を記録した。在留外国人の約3割を占める永住者は3.8%増加し、留学生は前年比12.4%増の約28万人となり、技能実習生は前年比18.7%の約23万人と急増している。日本語学習者数も21万人<sup>2</sup>を超え、過去最高となっている。
- ・ 平成20年に策定された「留学生30万人計画」に基づき、大学や法務省告示日本語教育機関による留学生の受入れが促進され、法務省告示日本語教育機関は平成29年9月現在で643校にまで増加している。
- ・ 外国人留学生数が増加する一方で、日本での就職を希望する留学生の約半数しか実際には就職できていない状況<sup>3</sup>がある。外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果によると、日本語による試験や面接対応、書類の書き方が難しい等の理由が上位に上がっている。また企業側からは「日本語能力が不十分」が38.9%と最も多い改善点となっている。
- ・ 在留外国人の動向を受け、外国人児童生徒等も増加傾向であり、公立の小・中・高校等に在籍している外国人児童生徒数は8万人を超え(平成28年5月現在)、このうち日本語指導が必要な児童生徒数は約4割を占め、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数を合わせると約4万4千人となっている。日本語指導が必要な児童生徒数はこの10年で1.7倍に増加している<sup>4</sup>。
- ・ 平成29年11月に技能実習制度に新たに介護の分野が加わり、日本語によるコミュニケーション能力が必要となることとなった<sup>5</sup>。

このように、多様な背景を持つ外国人の受入れが進む中、各分野における日本語教育の必要性は益々高まっている。

<sup>1</sup> 「平成28年末現在における在留外国人数について(確定値)」(法務省)

<sup>2</sup> 「平成28年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)

<sup>3</sup> 「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」平成27年新日本有限責任監査法人(経済産業省委託事業)

<sup>4</sup> 「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」平成28年度文部科学省

<sup>5</sup> 平成28年11月28日「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号。)公布



日本語は我が国における共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が日本で安心・安全に生活していく上で極めて重要である。このことは、我が国における外国人の実際のコミュニケーションが常に日本語で行われるとは限らないとしても、また、外国人の母語は尊重すべきであるとしても、変わることはない。

日本語教育の必要性が高まるとともに、日本語教育機関の教育水準の向上及び専門性を有する日本語教育人材が求められている。平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」第19条には、「国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されており、特に「日本語教育を行う機関における教育の水準の向上」については、今回の改正において新たに追加されたものである。

外国人に対する日本語教育を実施している機関・施設等の数は、平成28年11月現在2,111となっており、平成27年度(2,012)より99(4.9%)増加した。日本語学習者数は217,881人となっており、東日本大震災の影響等を受けて平成23年度に大幅に減少したが、平成24年度からは5年連続で増加し、過去最高となっている。在留外国人数(2,382,822人(平成28年末現在、法務省公表))に占める割合は9.1%(前年度8.6%)である。

国内の日本語教師<sup>6</sup>数については、平成28年度で37,962人となっており、平成27年度の36,168人より1,794人(5.0%)増加した。機関・施設等別の内訳を見ると、国際交流協会が11,874人(31.3%)と最も多く、以下、法務省告示機関が8,775人(23.1%)、大学等機関が4,920人(13.0%)、地方公共団体が4,970人(13.1%)の順となっている。職務別の割合は、ボランティアが58.1%と最も多く、非常勤教師が29.7%、常勤教師が12.2%となっている。また年代別には、60代が全体の21.6%と最も多く、次いで50代が17.5%、40代が15.2%であり、20代、30代は合わせて16%と高齢化の傾向が見られる。

日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等数は582、日本語教師養成・研修担当の教師数は4,297人、受講者数は29,267人となっている。平成27年度との比較では、いずれも増加している。

日本語教育人材のうち、留学生に対して指導する者については、大学等の日本語教員養成機関において「平成12年教育内容」を基本指針とした教育内容で養成が行われている。

---

<sup>6</sup> 「平成28年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)における日本語教師とは、日本語指導に関わる常勤・非常勤講師及びボランティアを含むものである。

## (2) 課題

### ① 「平成12年教育内容」について指摘されている課題

「平成12年教育内容」については、以下の枠内に示すように、様々な課題が指摘されているが、主として

- ア) 多様な教育目的や学習者のニーズ等に対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた資質・能力や教育内容は示されていない。
- イ) 三つの教育領域、五つの区分とそれに対応する教育内容等を示しているが、何をどれだけ学ぶべきか、ということは養成機関・団体の自主性に任されている。そのため、日本語教員が本来身に付けるべき知識等について、養成が適切に実施できていない場合があるのではないか。
- ウ) 提示以来17年が経過していることから、大学等における教育・研究の進展や社会情勢の変化に、平成12年教育内容では対応できていないのではないか。

というような課題があるものとする。

#### ○ 「平成12年教育内容」全般について

・文化庁が平成12年に示した日本語教員養成における教育内容「日本語教育のための教員養成について」(以下、「平成12年教育内容」という。)は既に17年を経過している。その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

・大学等の日本語教員養成機関において、日本語教員は、平成12年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。そのため、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

・大学等の日本語教員養成機関以外では、「平成12年教育内容」の対象となっていないことから、各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われている。

### ○知識と実践力のバランスについて

・実践力を身につけた日本語教育人材が求められているが、教育実習における具体的な教育内容は示されていないため、教育実習の内容は機関・団体により異なる。

・「平成12年教育内容」は、知識偏重となる傾向が見られた。知識と実践力のバランスの取れた教育内容にしていく必要があるのではないか。

### ○活動分野や役割に応じた資質・能力の整理について

・日本語教育人材に求められる資質・能力は多様化しているが、それらの全ては示されていない。例えば、子供に対する指導に必要となる知識、海外で教える上で必要となる知識など、活動分野により必要となる日本語教育に関する知識は異なる。また、日本語教育コーディネーターや日本語学習支援者等に求められる資質・能力についても整理されていないために養成・研修が適切に実施できていない場合がある。

・養成段階で習得することができる知識や能力は限られていることから、養成段階で習得することができる知識や能力と、日本語教員となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることが必要。

・国内外で教育活動を行う日本語教員には、国際社会や学習者の背景に対する理解や国際感覚（多様性に対する寛容さや、マイノリティに対する配慮など）が必要であるが、現在の養成研修の内容に十分に含まれているとは言いがたい。

### ○研修の受講方法等について

・現職日本語教員には自己研鑽の場が限られていることから、現職日本語教員が外部研修の機会を十分に活用できるよう、教育機関・団体等に対し、初任・中堅段階の研修等の受講について、配慮を求めることも必要。

・新たに定められた教育内容に基づく養成・研修が各地の教育現場に定着するような方策を国として検討すべき。

・活動分野別初任者や中堅日本語教員に対する研修受講機会の充実が図られるとともに、日本語教員が各日本語教育機関・団体で一層活躍できるよう、何らかのインセンティブとなる仕組みがあると良い。

## ○現職日本語教員に対する研修について

・日本語教員に求められる資質・能力については，養成段階において全てを身につけることは困難である。そのため，日本語教員として従事してからも自己研鑽を積み，教育能力の向上に努める必要があるが，一部の教育機関が教員に対して自主的に行う内部研修に留まっており，恒常的に研修が実施されているとは言いがたい現状がある。

・日本語教育機関・団体で，十分な日本語指導経験を積み，日本語教育プログラムの策定・改善や後進の育成などに当たる立場である中核人材に求められる資質・能力については，日本語教員としての資質・能力に加え，チームマネジメントやラーニングマネジメント等のマネジメント能力や事務・管理能力，人材育成能力が必要とされるが，その研修に必要となる教育内容は示されていない。

・中堅の日本語教員に対する研修の在り方については，活動分野別に示されるのではなく，各分野で経験を積み，日本語教育機関で中核を担う立場にある日本語教員が共通して各活動分野で課題解決に当たることができる資質・能力を身につけることを目的とすることが望ましい。

## ②活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題

日本語教育人材については、活動分野ごとに次のような課題が指摘されている。

### ア.「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材

・地域における日本語教育は、地方公共団体や国際交流協会、NPOなど民間団体が日本語教室を開催し、実施しているが、その多くはボランティアによる支援に依存している。そのため、教室開催や日本語教育人材の確保等の日本語学習環境については安定せず、地域間による格差も生じている。

・開設される日本語教室で行われる教育内容も様々であり、市民による交流や生活相談など、日本語指導を主な目的としていない教室や、個別の日本語指導を行うなど活動形態も多様である。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材に求められる能力としては、「生活者としての外国人」の背景は多様であり、そのライフステージやキャリア形成に応じた日本語教育が求められていることから、その多様なニーズに対応できるよう、自力で授業が組み立てられる能力、臨機応変に対応できる知識とスキル、及びコースデザインの能力が必要。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教員については、日本語教員の有資格者であっても、地域日本語教室で日本語を教える際の姿勢や多文化共生に関する知識が不足していることがある。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育を効果的に行う上で、日本語学習者と支援者のマッチングを行ったり、教室コーディネートを行う日本語教育の専門性を有する中核人材が必要だが、配置されていない地域が多い。

・特に専門性が求められる初期日本語教育については、ボランティアには負担が大きいとの指摘がある。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の専門性を持って関わる人材に求められる資質・能力を育成するために必要となる教育内容については、十分な議論がこれまでされていない。

・日本語教育人材に対する研修を実施している地方公共団体や団体は一部に限られており、日本語教室のボランティア募集説明会や実践事例を共有する情報交換会、外部の専門家を招いた単発の勉強会などが中心となっており、十分な研修実施体制が構築されているとは言えない。

## イ. 留学生に対する日本語教育人材

・留学生受入れを行う法務省告示日本語教育機関においては、告示基準に示された日本語教員の要件を満たす人材を配置することが必須とされていることから、日本語教育の養成・研修を受けた人材が留学生に対する日本語教育を実施している。

・日本語教員養成を実施する大学や民間の日本語教員養成機関における教育内容については、文化庁が平成12年に取りまとめた報告を参考に編成されているが、教育内容に関しては養成機関・団体の自主性に任されており養成される日本語教育人材の資質・能力にはばらつきがあるとの指摘がある。

・留学生に対する日本語教員を養成する機関・団体における教育内容については、初級レベルの実践・実習を中心とする機関・団体が多いが、進学を想定した中級・上級レベルの指導法や技能別指導方法も、現場においては必要となることから、養成段階において習得させることが求められる。

・養成段階における教育実習については、実際に外国人学習者に対する指導を行う実習や見学などを実施していない教育機関も見受けられ、日本語教育機関側から日本語教員の実践力が不足しているとの指摘がある。

・養成段階では、高等教育機関での学習の前提となるアカデミックジャパニーズ等の指導力が十分に備わっていない状況があるため、活動分野別の教育内容として含める必要がある。

・留学生に対する日本語教員に必要な教育内容については、日本語の教育方法だけではなく、対象や業界の背景となる、法務省告示日本語教育機関や留学生施策、在留資格等に関する知識も必要である。

・留学生に対する日本語教員に求められる資質・能力については、養成段階で習得させることができる知識や能力と、日本語教員となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることが必要であるが、現職の日本語教員に対する研修機会は現在国として実施しておらず、各教育機関、教員個人に任されており、十分な研修機会が確保されていない。

・法務省告示日本語教育機関において教務の中核を担う主任教員については、その要件として告示校での常勤としての勤務経験年数が求められているのみであり、必要な資質・能力及び教育内容は十分に示されていない。また、一般財団法人日本語教育振興協会による研修が行われているのみで、研修機会が限られている。

## ウ. 児童生徒等に対する日本語教育人材

・「児童生徒等」には、就学前の子供を含み、外国人のみならず日本国籍で日本語指導が必要な者を含むこととし、その保護者についても学校生活において必要となる知識や情報について支援を行う必要があるという観点から、対象に含むことが適当である。

・「児童生徒等」には、就学機会が得られない未成年も含まれることとする。

・近年、増加する外国人児童生徒等に対する日本語教育については、「特別の教育課程」を編成・実施するなどし、学校の教員が主体となって行われているほか、必要に応じて、学校の管理の下、外部人材として学校における日本語支援員等が、対応している。

・学校外においても、地域の日本語教室等で子供に対する学習支援を実施している機関・団体の例もあり、就学前の子供や保護者に対し、就学に必要な日本語教育を行う取組が増えている。

・しかし、必ずしも、児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部人材を、学校における日本語支援員として活用するための研修機会の充実が必要である<sup>7</sup>。

・成人に対する日本語教員養成課程・研修を修了した日本語教員であっても、児童生徒等に対する指導を効果的に行う上で、必要とされる教育内容を含む研修を受けることが望ましいが、その教育内容は示されていない。

・児童生徒等に対する日本語教育において重要なことは、成人に対する日本語教育との違いや、学校教育あるいは学校組織における支援であるということを認識することである。

・また、児童生徒等の将来設計を想定し、就学前から高校進学、就業までを視野に入れた学びの連続性を考慮した日本語教育が行える人材養成の仕組みや、課題を抱える子供と家族を支える学校外の機関・団体と学校等の公教育との関係をつなぐコーディネート力が、教員や日本語教員（日本語支援員）には必要となる。

---

<sup>7</sup> 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成 28 年 6 月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）参照

### (3) 日本語教育人材の整理

(2) 課題の①「平成12年教育内容」について指摘されている課題のア)「一般的な日本語教員(主として大学や日本語教育機関で留学生に日本語を教える教員)を想定した内容となっていることから、様々な活動分野や役割には対応できていないのではないか。」を踏まえ、本検討においては、日本語教育人材を活動分野別、役割別に整理することとした。

なお、ここで挙げる日本語教育人材は、主として日本語学習を希望する者に対して、「日本語を教える/日本語学習を支援する」活動を行う者を対象<sup>8</sup>としている。

#### 活動分野

##### (1) 国内

「生活者としての外国人」をはじめ、大学や日本語教育機関において専ら日本語を学ぶ留学生、日本語指導が必要な児童生徒等、就労を希望する定住外国人や研修生、技能実習生、難民や高度人材などに対する日本語教育

##### (2) 海外

日系人及びその家族に対する継承語としての日本語教育や、海外の初等・中等・高等教育機関において外国語の教科として日本語を学ぶ学生、コミュニティースクールなどで日本語・日本文化を趣味・教養として学ぶ方、現地日系企業や日本と関わりのある企業で働いている、あるいは働くことを希望する方、日本への留学を目指す方などに対する日本語教育

#### 役割

日本語教育人材を整理するに当たって、役割としては、①日本語学習者に直接日本語を指導する日本語教員、②日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教員や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関と連携・協働する日本語教育コーディネーター、③日本語教員や日本語教育コーディネーターとともに日本語学習者の日本語学習を支援し促進する日本語学習支援者の3つに整理した。

---

<sup>8</sup> 地域における市民活動としては「日本語を教える/学ぶ」こと以外にも多様な活動があり、それに関わる人材は広範であり、多様である。それらの活動を妨げるものではない。



その上で、日本語教員については、①養成段階、②初任段階、③中堅段階の3つに区分し、整理した。日本語教育コーディネーターについては、①法務省告示の日本語教育機関に配置される主任教員と、②「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる地域日本語教育コーディネーターの2つについて検討することとした。

なお、それぞれの役割や段階に応じて養成しようとしている日本語教育人材は次のとおりである。

## ＜日本語教員＞

### （1）養成修了段階

- 日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教員としての専門性を持つ者。
- 国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、体系的・計画的に日本語指導を行う者。

### （2）初任（活動分野別）

- 日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、かつ活動分野や学習対象者別に応じて求められる日本語教員としての専門性を持つ者。
- 国内外の日本語教育現場で定められた分野別の日本語教育プログラムに基づき、体系的・計画的に日本語指導を行う者。

### （3）中堅

- 日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し、日本語教員としての高度な専門性を持つ者。
- 国内外の日本語教育の現場で学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し、体系的・計画的に日本語指導を行う者。

## ＜その他の日本語教育人材＞

### （１）日本語教育コーディネーター

日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能、学習者に対する十分な知識及び経験を有し、日本語教員及び日本語教育コーディネーターとしての高度な専門性を持つ者。

国内外の日本語教育の現場で次に掲げる事項を行う者

- 日本語教育プログラムの策定・実施運営及び改善
- 日本語教員及び日本語学習支援者に対する指導・助言
- 日本語教員及び日本語学習支援者の養成・研修の企画立案
- 多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動のデザイン

例１）主任教員・・・法務省告示日本語教育機関で教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員

例２）地域日本語教育コーディネーター・・・行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者

### （２）日本語学習支援者

日本語を正確に理解し適格に運用できる能力を持ち、日本語教員や日本語教育コーディネーターとともに、学習者の日本語学習を支援し促進する役割を担う者。  
（交流のみを活動目的とする者は含まない。）

## Ⅱ. 日本語教育人材に求められる資質・能力について

I（2）に示した課題を踏まえ、以下、活動分野、役割ごとに日本語教育人材に求められる資質・能力について示す。

### （1）日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

日本語教育人材に求められる基本的な資質・能力として、次のような点が重要である。

- ① 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- ② 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を尊重する態度を持っていること。
- ③ コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

### （2）専門人材としての日本語教員に求められる資質・能力

専門人材としての日本語教員に求められる資質・能力として、次のような点が重要である。

- ① 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- ② 広く言語や文化に対して深い関心と鋭い感覚を有していること。
- ③ 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- ④ 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- ⑤ 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

### (3) 活動分野・役割ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力

活動分野・役割ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について、知識、技能、態度に分けて別表に示す。

- |     |   |
|-----|---|
| 別表1 | 日本語教員【養成修了段階】に求められる資質・能力                  |
| 別表2 | 日本語教員【初任】(活動分野:「生活者としての外国人」)に求められる資質・能力   |
| 別表3 | 日本語教員【初任】(活動分野:留学生)に求められる資質・能力            |
| 別表4 | 日本語教員【初任】(活動分野:児童生徒等)に求められる資質・能力          |
| 別表5 | 日本語教員【中堅】に求められる資質・能力                      |
| 別表6 | 日本語教育コーディネーター【主任教員】に求められる資質・能力            |
| 別表7 | 日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】に求められる資質・能力 |
| 別表8 | 日本語学習支援者に求められる資質・能力                       |

別表 1 : 日本語教員【養成修了段階】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
<b>日本語教員【養成修了段階】</b>	<p><b>【1. 言語や文化に関する知識】</b></p> <p>(1) 外国語や学習者の母語（第一言語）に関する知識、日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達、言語の習得過程等に関する知識を持っている。</p> <p>(2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(3) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し、よりよい教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p><b>【2. 日本語の教授に関する知識】</b></p> <p>(4) コースにおける各科目や授業の位置づけを理解し、様々な環境での学びを意識したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた適切な内容・教材・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し、主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。</p> <p>(8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。</p> <p>(9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し、より良い教育実践につなげるための知識を持っている。</p> <p><b>【3. 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】</b></p> <p>(10) 外国人施策や世界情勢など、外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。</p> <p>(11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力、日本語教育施策に関する知識を持っている。</p>	<p><b>【1. 教育実践のための技能】</b></p> <p>(1) コースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ、目的・目標に沿った授業を計画することができる。</p> <p>(2) 学習者の日本語能力等に応じた適切な教育内容・教授方法を選択することができる。</p> <p>(3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。</p> <p>(4) 学習者に応じた効果的な教具・教材を活用または作成し、授業実践に生かすことができる。</p> <p>(5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。</p> <p>(6) 授業や教材等を分析する能力があり、自らの授業をはじめとする教育活動を振り返ることができる。</p> <p><b>【2. 学習者の学ぶ力を促進する技能】</b></p> <p>(7) 学習者の日本語学習上の問題を解決するたに、適切な評価を行う能力を持っている。</p> <p>(8) 異なる文化背景を持つ学習者が多様なリソースを活用し、教育実践に必要な教育能力を持つている。</p> <p>(9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。</p> <p><b>【3. 社会とつながる力を育てる技能】</b></p> <p>(10) 学習者が日本語を使うことにより社会が広がることを意識し、それを授業実践に生かすことができる。</p>	<p><b>【1. 言語教育者としての態度】</b></p> <p>(1) 日本語ばかりでなく広く言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。</p> <p>(2) 日本語そのものの知識だけでなく、歴史、文化、社会事象等、言語と切り離せない要素を合わせて理解し、教授活動に活かそうとする。</p> <p>(3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を客観的に振り返り、常に学び続けようとする。</p> <p><b>【2. 学習者に対する態度】</b></p> <p>(4) 言語・文化の相互尊重を前提とし、学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(5) 指導する立場であることや、多数派であることは、学習者にとって権威性を感じさせないことを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直しようとする。</p> <p><b>【3. 文化的多様性・社会性に対する態度】</b></p> <p>(6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち、多様な関係者と連携・協働しようとする。</p> <p>(7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、言語・文化の多様性を尊重しようとする。</p>

別表2：日本語教員【初任】（生活者としての外国人）に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語教員【初任：生活者としての外国人】	<p><b>【1. 「生活者としての外国人」に対する指導の前提となる知識】</b></p> <p>(1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。</p> <p>(3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。</p> <p><b>【2. 日本語の教授に関する知識】</b></p> <p>(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。</p> <p>(5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するということを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。</p>	<p><b>【1. 教育実践のための技能】</b></p> <p>(1) 学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。</p> <p>(3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てるための教育実践を行うことができる。</p> <p><b>【2. 成長する日本語教員になるための技能】</b></p> <p>(5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。</p> <p><b>【3. 社会とつながる力を育てる技能】</b></p> <p>(6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者により良い関係を構築できるよう促すことができる。</p> <p>(7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。</p>	<p><b>【1. 言語教育者としての態度】</b></p> <p>(1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確にとらえ、その個性性と学びに向き合おうとする。</p> <p><b>【2. 学習者に対する態度】</b></p> <p>(2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p><b>【3. 文化的多様性・社会性に対する態度】</b></p> <p>(4) 学習者が人となりがり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を意識している。</p>

別表3：日本語教員【初任】（留学生）に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
<b>日本語教員【初任：留学生】</b>	<p><b>【1. 留学生に対する指導の前提となる知識】</b></p> <p>(1) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語指導を実施する上で必要な知識を持っている。</p> <p>(2) 進学や就職に必要な試験や、その内容を指導するために必要な知識を持っている。</p> <p>(3) ICTを活用した指導を行う上で、必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 言語習得に関する実践的な知識を持っている。</p> <p><b>【2. 日本語の教授に関する知識】</b></p> <p>(5) 学習者が他者と協働し、自立的かつ主体的に学んでいけるようにするために、必要な知識を持っている。</p>	<p><b>【1. 教育実践のための技能】</b></p> <p>(1) 学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語能力を身につけるための効果的な指導ができる。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てるための教育実践ができる。</p> <p>(4) ICTを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(5) 様々な規模・形態のクラスの管理・運営を行うことができる。</p> <p><b>【2. 成長する日本語教員になるための技能】</b></p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p><b>【3. 社会とつながる力を育てる技能】</b></p> <p>(7) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる。</p>	<p><b>【1. 言語教育者としての態度】</b></p> <p>(1) 複数の教員でクラスを担当するチームメンバーについて理解し、講師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 日本語学習だけでなく、進路選択に関しても担当者と連携し、多様な関係者がともに関わり、指導を実践しようとする。</p> <p><b>【2. 学習者に対する態度】</b></p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p><b>【3. 文化的多様性・社会性に対する態度】</b></p> <p>(4) 留学生を取り巻く社会状況の変化に関心を持っている。</p> <p>(5) 学校外の地域社会や他者とのつながりを持つことの意味を理解し、機会提供に努めようとする。</p>

別表 4 : 日本語教員【初任】(児童生徒等) に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
<b>日本語教員【初任：児童生徒等】</b>	<p><b>【1. 児童生徒等に対する指導の前提となる知識】</b></p> <p>(1) 児童生徒の成長発達の特徴、及び生育環境の変化による影響について理解している。</p> <p>(2) 児童生徒の社会化のプロセスについての知識を有し、キャリア支援の視点から将来を想定して日本語指導が果たす役割を理解している。</p> <p>(3) 日本の教育制度を理解し、学校における児童生徒等の受け入れ体制や支援の仕組みに関する知識をもっている。</p> <p><b>【2. 日本語の教授に関する知識】</b></p> <p>(4) 児童生徒の言語習得と言語運用の特徴に関する知識を有する。</p> <p>(5) 日本語の指導計画に関する知識を有する。</p>	<p><b>【1. 教育実践のための技能】</b></p> <p>(1) 児童生徒等の年齢・能力・文化的背景に応じて日本語の学習活動を設計することができる。</p> <p>(2) 指導計画に即して、個に応じた指導を行うことができる。</p> <p>(3) 教科等と日本語との統合的な学習活動の支援を行うことができる。</p> <p>(4) 児童生徒等の生活全般に関連付けて教材教具を工夫し、指導することができる。</p> <p>(5) 児童生徒の日本語を含む言語の能力を、多様な角度から把握・評価することができる。</p> <p><b>【2. 成長する日本語教員になるための技能】</b></p> <p>(6) 実践を分析的に振り返り、改善のための検討を行うことができる。</p> <p><b>【3. 社会とつながる力を育てる技能】</b></p> <p>(7) 児童生徒等を取り巻く社会の中に、自身の役割を位置づけ、指導・支援の内容・方法を決定し、実施することができる。</p> <p>(8) 学校や地域、家庭などでの児童生徒等の活動や、将来を想定した指導を行うことができる。</p>	<p><b>【1. 言語教育者としての態度】</b></p> <p>(1) キャリア支援の視点から、児童生徒等の日本語学習支援の在り方を考え、実践しようとする。</p> <p>(2) 日本語指導の現場だけでなく、学校や地域、家庭など多様な角度から児童生徒等の日本語の使用や習得状況を捉えようとする。</p> <p>(3) 担当教員、学校関係者や保護者、地域関係者と円滑に協働し、効果的に日本語学習支援を行おうとする。</p> <p><b>【2. 学習者に対する態度】</b></p> <p>(4) 複雑な事情を抱える多文化家族の背景を理解し、児童生徒等に寄り添おうとする。</p> <p><b>【3. 文化的多様性・社会性に対する態度】</b></p> <p>(5) 指導する立場であることや、多数派であることは、児童生徒等やその保護者にとって権威性を感じさせることを、常に自覚し、自身のものの見方を問い直そうとする。</p>



別表5：日本語教員【中堅】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
<b>日本語教員【中堅】</b>	<p><b>【1. 言語や文化に関する知識】</b>            (1) 日本語教育プログラムを策定する上で必要となる知識を持っている。            (2) 国内外の外国人の状況や日本語教育施策に関する最新の知識を持っている。</p> <p><b>【2. 日本語の教授に関する知識】</b>            (3) 学習者の日本語能力を把握・分析し、適切な学習指導を行うための知識を持っている。            (4) 教材開発・編集・改善に必要な知識を持っている。            (5) 教育機関や教育プログラム、教育活動、日本語能力について評価を適切に実施し、点検・改善を行うための方法を知っている。</p> <p><b>【3. 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】</b>            (6) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教育環境のデザインを行う上で必要となる知識を持っている。            (7) 日本語教員（初任）及び日本語学習支援者に適切な助言を行う上で必要となる人材育成に関する基礎的な知識を持っている。</p>	<p><b>【1. 教育実践のための技能】</b>            (1) 学習者及び関係者のニーズを踏まえ、日本語教育プログラムを策定し、運営することができるとともに、学習者の属性やニーズ等の変化に応じて臨機応変にプログラムを調整する能力を持っている。            (2) 日本語教育プログラムあるいはコースの中長期的な指導計画を策定する能力を持っている。            (3) コース・プログラムの目標に応じた学習者の学習時間、到達目標に合致した教材を選択・作成できる。            (4) 日本語教育プログラムを実施し、点検・評価を行い、改善を図る力を持っている。            (5) 日本語教員（初任）及び日本語学習支援者に適切な助言をすることができる。</p> <p><b>【2. 学習者の学ぶ力を促進する技能】</b>            (6) 学習者の日本語能力を適切に把握・分析し、効果的な学習方法や教材等について多様な選択肢を提示することができる。</p> <p><b>【3. 社会とつながる力を育てる技能】</b>            (7) 日本語教育現場における課題、自らの専門性における課題を把握し、関係者や他分野の専門家や機関・団体等との連携・協働により課題解決に取り組むことができる。</p>	<p><b>【1. 言語教育者としての態度】</b>            (1) 日本語教育の専門家（中堅）として、日本語教育の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を分析的に振り返るとともに、新しい知識を習得しようとするなど、常に学び続けようとする。            (2) 日本語教員（初任）や日本語学習支援者に対して、振り返りや学びの機会を積極的に提供しようとする。            (3) 学習者や他の日本語指導者とともに学び合い、成長していこうとする。</p> <p><b>【2. 学習者に対する態度】</b>            (4) 学習者が学びに向き合えるように様々な方策を用いて、ともに課題解決に当たろうとする。</p> <p><b>【3. 社会に対する態度】</b>            (5) 教育実践や課題、成果等を記録・発信し、教育実践の質的向上に生かそうとする。            (6) 異なるピリーフを持つ関係者と円滑な関係を構築しながら、協力的にプログラムを運営していくこととする。</p>

別表6：日本語教育コーディネーター（主任教員）に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
<b>主任教員</b>	<p>(1) 留学生施策や入国管理制度をはじめとする留学生受入れの最新の動向を把握している</p> <p>(2) 日本語教育機関の設置・運営に関する基本的な知識を持っている</p> <p>(3) 教育機関の目標に沿った日本語教育プログラムの策定・実施・管理を行うための知識を持っている</p> <p>(4) 人材育成・組織マネジメント・危機管理に関する基本的な知識を持っている</p> <p>(5) 所属する日本語教育機関・団体以外の日本語教育関係機関・団体の状況など、日本語教育界の大まかな動向を把握している</p> <p>(6) 地方公共団体をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協力関係を構築するために必要となるネットワークや調整・交渉に関する知識を持っている</p> <p>(7) 多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動のデザインを行うための知識を持っている</p>	<p>(1) 教育機関の目標に沿った日本語教育プログラムを円滑に運営・管理する能力を持っている</p> <p>(2) 組織マネジメント能力を持ち、緊急時における危機管理能力を含め、状況に応じたリーダーシップを発揮できる</p> <p>(3) 組織やプログラムの現状を分析し、課題を把握し、改善計画を実施できる</p> <p>(4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報を収集し、現場に生かす力を持っている</p> <p>(5) 業務を円滑に行うための事務処理能力、関係する諸機関や関係者との調整・交渉能力・ネットワークイング力を持っている</p> <p>(6) 多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる</p> <p>(7) 日本語教育プログラムに関わる日本語教員（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる</p>	<p>(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や日本語教育プログラムについて客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、必要とされる知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする</p> <p>(2) 日本語指導者（初任・中堅）に必要なとなる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供するとともに、教員のキャリアを含む中長期的な人材育成に努めようとする</p> <p>(3) 組織内の中間管理職としての立場と役割を認識し、前向きに取り組みようとする</p> <p>(4) 地域を含めた他の関係機関・団地との交流等を通じて、多様な教育機会を提供しようとする</p>

別表7：日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】に求められる資質・能力

	知識	技能	態度
地域日本語教育コーディネーター	<p>(1) 国や地域内の外国人の状況や、外国人に関する日本の法制度や地域の行政サービスに関する知識を持っている。</p> <p>(2) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定・実施を行うために必要となる基本的な知識を持っている。</p> <p>(3) 地方自治体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインするために必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理するための知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語教育プログラムの実施に必要なとなる、日本語教員（初任）や日本語学習支援者等に対する研修を企画するために必要な知識を持っている。</p> <p>(6) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築する上で必要な知識を持っている。</p>	<p>(1) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定をし、課題解決のための取組を計画的に実施することができる。</p> <p>(2) 地方自治体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインすることができる。</p> <p>(3) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理することができる。</p> <p>(4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報収集し、現場に生かす力を持っている。</p> <p>(5) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築することができる。</p> <p>(6) 業務を円滑に行うための事務処理能力や組織マネジメント能力を持ち、状況に応じたリーダーシップを発揮できる。</p> <p>(7) 多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。</p> <p>(8) 日本語教育プログラムに関わる日本語教員（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。</p>	<p>(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や対応について客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、自らに必要となる知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする。</p> <p>(2) 日本語指導者（初任・中堅）に対して必要となる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供し、中長期的な視点で人材育成をしようとする。</p> <p>(3) 組織内の管理的立場としての役割を認識し、前向きに取り組もうとする。</p> <p>(4) 自地域における日本語教育プログラムの取組を積極的に公開・共有するとともに、他地域の事例を収集・共有するなどし、地域全体の日本語教育の活性化に寄与しようとする。</p>

別表 8 : 日本語学習支援者に求められる資質・能力

日本語学習支援者	知識	技能	態度
	<p>(1) 日本語や日本文化、社会、多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている</p> <p>(2) 日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している</p> <p>(3) 学習者の来日の経緯、国や言語・文化背景、日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている</p> <p>(4) 異文化理解や異文化間コミュニケーション、コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている</p> <p>(5) 日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている</p>	<p>(1) 分かりやすく伝えるために、学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる</p> <p>(2) 学習者の発話をうまく促すために、自身の発話を調整することができる</p> <p>(3) 日本語教育コーディネーターや日本語教員とともに、日本語学習を支援することができる</p> <p>(4) 学習者の状況を観察し、日本語教員や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら、学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができる</p>	<p>(1) 学習者の背景や現状を理解しようとする</p> <p>(2) 学習者の言語や文化を尊重し、対等な立場で接しようとする</p> <p>(3) 学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする</p> <p>(4) 学習者が自ら学ぶ力を育み、その学びに寄り添おうとする</p> <p>(5) 異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持つようとする</p>

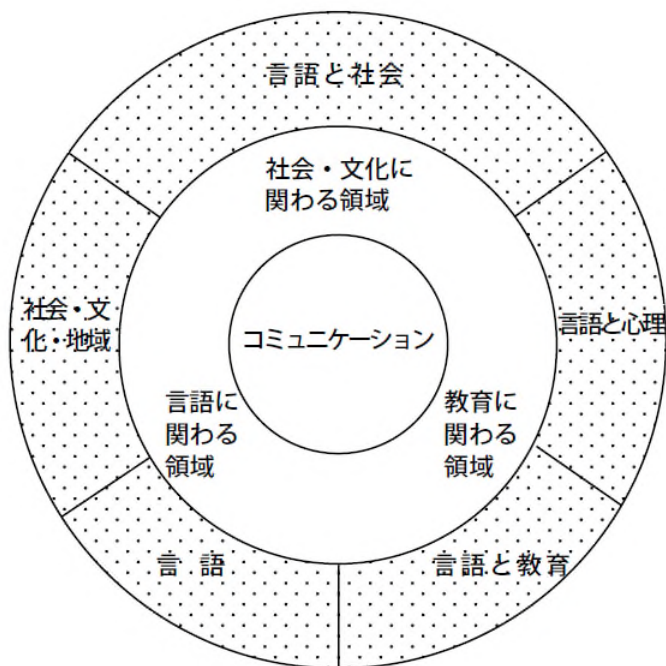
### Ⅲ. 日本語教育人材の養成・研修における教育内容について

#### (1) 日本語教育人材の養成・研修実施機関における教育課程編成の基本的な在り方

平成12年に示された「日本語教育のための教員養成について」（報告）では、教育内容について次のように示されている。

日本語教育とは、広い意味で、コミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが固定的な関係でなく、相互に学び、教え合う実際的なコミュニケーション活動と考えられる。また、このような包括的概念としてのコミュニケーションは、今回新たに示す教育内容の全てに共通しその根幹をなすものであり、教育内容の基本となるものである。そこで、その核となるコミュニケーションと、新たに示す教育内容を構成する諸領域・区分との関係を表すと次のようになる。

新たに示す教育内容の領域は、「社会・文化に関わる領域」「教育に関わる領域」「言語に関わる領域」の3つの領域からなり、それぞれはあえて明確な線引きは行わず、段階的に緩やかな関係と捉え、また優先順位を設けず、いずれも等価と位置付ける。さらに、その領域の区分として、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分を設ける。



[教育内容の領域・区分とコミュニケーションとの関係(平成12年報告より)]





本報告では、「平成12年教育内容」で示された領域・区分とコミュニケーションとの関係については、踏襲することとした上で、前述の課題を踏まえ、以下の点について改善を図ることとする。

○日本語教育人材に必要な教育内容については、求められる資質・能力に応じて、各区分の内容を見直すこととし、日本語教員として必須となる基礎的な項目について明示したコアカリキュラムを示すこととする。

○「言語と教育」の「言語教育法・実習」における教育実習に関しては、実践力を持った日本語教育人材が求められていることから、教育実習として望まれる指導項目及びモデルカリキュラムを示すこととする。

○上記、教育実習を含むコアカリキュラムの個別の指導単位数や時間数の目安を示すこととする。なお、コアカリキュラムが日本語教員の養成段階のカリキュラム全体に占める割合としては、総時間の3分の2以上となることが望ましい。

日本語教育実施機関においては、質の高い日本語教育を実施するため、養成段階を終えた日本語教員を、各活動分野において初任者として新たに採用する際には、活動分野別に示した教育内容に基づく教育プログラムを受講する機会を提供し、活動分野別の日本語教員に求められる資質・能力を身につけた人材を活用することが望まれる。

各日本語教育人材養成・研修機関においては、今回示す教育内容やモデルカリキュラム等を踏まえた実践的養成・研修カリキュラム及びそのプログラムの速やかな開発を行うことが望まれる。

文化庁においては、これらの取組が促されるよう、教育内容に関する解説のほか、実践的カリキュラム・プログラムの開発に対する支援が求められる。

地方自治体や学校等、日本語教育を実施する機関・団体においても、日本語教育の質の向上のため、今回示した資質・能力を身につけた日本語教育人材を積極的に活用することが望まれる。

## (2) 日本語教育人材の養成・研修に必要とされる教育内容

日本語教育人材の養成・研修については、その役割及び活動分野別に求められる資質・能力を育成するために必要となる教育内容を個別に示すこととした。

①日本語教員【養成段階】に必要とされる教育内容	※別紙1
②日本語教員【初任】(活動分野別)に必要とされる教育内容	
○「生活者としての外国人」	※別紙2
○留学生	※別紙3
○児童生徒等	※別紙4
③日本語教員【中堅】に必要とされる教育内容	※別紙5
④日本語教育コーディネーター【主任教員】に必要とされる教育内容	※別紙6
⑤日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】に必要とされる教育内容	※別紙7
⑥日本語学習支援者に必要とされる教育内容	※別紙8

養成・研修実施機関においては、日本語教育人材の能力・経験等を踏まえた上で、示された教育内容に基づき、適宜教育プログラムを策定し、養成・研修を実施することが望ましい。

なお、法務省告示の日本語教育機関での勤務を前提とした日本語教員を養成する機関・団体においては、法務省入国管理局が策定した「日本語教育機関における告示基準」及びその解釈指針で定められた日本語教員の要件に沿った教育内容を満たす養成・研修プログラムを策定し、実施いただく必要がある。

### 日本語教育機関の告示基準(平成29年7月22日公示 法務省入国管理局)

#### 第1条第1項第13号

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者



【解釈指針(告示基準第1条第1項第13号ニ関係)】

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

→ 「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。1単位時間は45分を下回っていないこと。

(1) 学士、修士又は博士の学位を有していること。

(2) 受講した日本語教育に関する研修は、日本語教員養成研修などとして、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上の研修科目が設定されたものであり、研修の内容について文化庁に届出がなされていること。また、通信による研修(放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる研修に限る。以下同じ。)の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修又はメディア(同時双方向性が確立している場合に限る。)を利用して行う研修(以下「面接による研修等」という。)であること。

(3) 上記研修科目を、教育実習45単位時間以上を含む420単位時間以上修了していること。また、通信による研修の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修等により修了していること。

(4) 受講した研修の内容について、次に掲げる項目が確認できること。

- ① 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要(理念・目的、沿革、実績)、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
- ② 研修の名称及びそのカリキュラム・シラバス(科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間(分)数、受講成績の評価の方法、修了要件)
- ③ 主な講師(プロフィール、指導経験等)
- ④ 研修の実施形態(通学制又は通信制など)

(5) 研修の受講状況及びその成果としての評価について以下の項目が確認できること。

- ① 受講者の氏名、生年月日
- ② 受講コース名、受講期間又は修了日
- ③ 受講科目名及び個々の科目の受講単位時間、総受講単位時間、受講成績(出欠のみならず、研修受講の成果として試験やレポートの評価結果を含むこと。)
- ④ 研修修了の可否

(6) (1)から(5)について、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等において確認できること。

法務省告示の日本語教育機関で勤務することを想定した日本語教員養成研修を実施している機関・団体は、文化庁国語課に届出を行うこととなった。解釈指針に照らし合わせ、適当と認め届出を受理した機関・団体の研修は、文化庁のホームページ ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/))にて公表している。

なお、日本語教育機関の告示基準解釈指針は、「平成12年教育内容」に基づき記載されていることから、今回新たに示す教育内容の普及状況を踏まえ、解釈指針の見直しの検討が行われることが想定される。

日本語教員【養成段階】に必要とされる教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	養成段階の 16 区分の解説	コアカリキュラム	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	(1)世界と日本	日本語教育が必要とされる社会的背景を考えるために、国際社会の実情と日本との関係、日本の社会・文化、学習者と日本との関係を理解する。	(1)世界と日本の社会と文化	
		(2)異文化接触	多様な背景を持つ学習者個々に必要とされる日本語指導を考えるために、学習者が日本語を必要とするに至った経緯や、学習者と周囲との接触の状況を理解する。	(2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生)	
		(3)日本語教育の歴史と現状	学習者に適切に接する態度や学習者の背景及び将来を考えるために、日本語教育の歴史的・現代的な事情や制度を理解する。	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情	
	教育に関わる領域	言語と社会	(4)言語と社会の関係	円滑な社会生活を実現するために、社会、文化、政策との関係で生じる言語の有り様や学習者の行動を支える社会的・文化的慣習について理解する。	(8)社会言語学 (9)社会文化能力 (10)言語政策
			(5)言語使用と社会	様々な社会的状況において円滑なコミュニケーションを実現するために、社会や集団における言語・非言語の使われ方や言語的・認知的方略について理解する。	(11)コミュニケーションストラテジー (12)待遇・敬意表現 (13)言語・非言語行動
			(6)異文化コミュニケーションと社会	異なる文化・言語を持つ人々が共存する社会の在り方を考えるために、互いの文化・言語に接する態度や人との関係構築について理解する。	(14)多文化・多言語主義
	言語に関わる領域	言語と心理	(7)言語理解の過程	効果的な日本語指導を考えるために、学習者の言語情報の処理過程や学習の仕組み、学習方法の指導について理解する。	(15)談話理解 (16)言語学習
			(8)言語習得・発達	個々の学習者に合わせた日本語指導を考えるために、言語の習得過程や学習者要因、また学習効果を高める方略について理解する。	(17)習得過程(第一言語・第二言語) (18)学習ストラテジー
			(9)異文化理解と心理	自文化とは異なる環境にある学習者に配慮した指導を考えるために、異文化接触によって生じる問題とその解決、また動機や不安などの心的側面について理解する。	(19)異文化受容・適応 (20)日本語の学習・教育の情意的側面

言語と教育	(10)言語教育法・実習	学習者の日本語能力と求められる教育理念や目標を踏まえた日本語指導を考えるために、コースを設計する方法、学習項目に合わせた教授法や教材の選択、授業を組み立てるための準備と実践、学習成果を図る観点と方法、教授能力を高めるための自他の授業分析方法に必要となる知識及び日本語教育を実践する力を身につける。	(21)日本語教員の資質・能力 (22)教育理念と実践 (23)実践的知識・能力 (24)教室・言語環境の設定 (25)ニーズ分析 (26)カリキュラム (27)コースデザイン (28)教授法 (29)教材分析・作成・開発 (30)評価法 (31)教育実習 (32)授業計画 (33)誤用分析 (34)(日本語指導者の)自己点検能力 (35)授業分析 (36)目的・対象別日本語教育法
	(11)異文化間教育とコミュニケーション教育	文化の多様性を尊重し、異なる文化背景を持つ者同士の円滑なコミュニケーションを実現するために、文化を異にする者の物事のとらえ方やコミュニケーション方法について理解する。	(37)異文化間教育 (38)異文化コミュニケーション (39)コミュニケーションに関する言語間対照 (40)コミュニケーション教育
	(12)言語教育と情報	効率的で創造的な日本語指導を行うために、学習管理や教材作成等に必要となるICT活用能力を身につけるとともに、著作権について理解する。	(41)ICT活用能力 (42)著作権 (43)ICTにおける教材選択・作成・開発
言語	(13)言語の構造一般	学習をより効率的なものにするために、言語を分析的に観察する方法を理解し、世界の言語および日本語を系統的・類型的にとらえるとともに、学習者の言語と日本語学習の関係を理解する。	(44)一般言語学 (45)世界の諸言語 (46)対照言語学
	(14)日本語の構造	日本語そのものに関する知識を学習者に正確に伝えるために、日本語を分析的にとらえる方法を理解し、言語教育的な観点から多面的に整理された日本語に関する知識を体系的に身につける。	(47)日本語教育のための日本語分析 (48)日本語教育のための音韻・音声体系 (49)日本語教育のための文字と表記 (50)日本語教育のための形態・語彙体系 (51)日本語教育のための文法体系 (52)日本語教育のための意味体系 (53)日本語教育のための語用論的規範
	(15)言語研究		
	(16)コミュニケーション能力	指導内容を正確に伝えるため、また学習者との円滑な関係づくりを進めるためのコミュニケーション能力を身につける。	(54)受容・理解能力 (55)言語運用能力 (56)社会文化能力 (57)対人関係能力 (58)異文化調整能力

日本語教員【初任】

(活動分野：「生活者としての外国人」) に必要とされる教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容 (案)	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	(1)世界と日本		
		(2)異文化接触	①国・地域の在留外国人施策	
		(3)日本語教育の歴史と現状	②「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 (国際交流協会等の関係団体情報)	
	教育に関わる領域	言語と社会	(4)言語と社会の関係	③「生活者としての外国人」の多様な言語背景 ・言語管理・家庭内言語マネジメント ・言語サービス(多言語・やさしい日本語)
			(5)言語使用と社会	④外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・コミュニケーションストラテジー ・地域生活関連情報 ・ライフステージに合わせたキャリアプラン
		(6)異文化コミュニケーションと社会	⑤「生活者としての外国人」の異文化受容・適応	
	言語と心理	(7)言語理解の過程		
		(8)言語習得・発達	⑥学習者タイプ ・学習ストラテジー	
		(9)異文化理解と心理	⑦日本語の学習・教育の情意的側面	
	言語に関わる領域	言語と教育	(10)言語教育法・実習	⑧カリキュラム案演習 ・地域日本語教室見学 ・社会参加につながる活動 ・日本語能力評価 ・カリキュラムデザイン ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 ・指導力評価 ・目的・対象別日本語教育法 ・自己点検(学びの継続) ・授業分析(振り返り) ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化(経験を通して学ぶ力の育成)
			(11)異文化間教育とコミュニケーション教育	⑨事例分析(コミュニケーション教育)
			(12)言語教育と情報	⑩「生活者としての外国人」のための教材・教具のリソース ⑪著作権
		言語	(13)言語の構造一般	
			(14)日本語の構造	
			(15)言語研究	
	(16)コミュニケーション能力			

日本語教員【初任】（活動分野別：留学生）に必要とされる教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容（案）	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	(1)世界と日本		
		(2)異文化接触	①日本の留学生施策 ・在留資格 ・法務省の告示基準	
		(3)日本語教育の歴史と現状	②法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 ③日本語の試験 ・日本留学試験 ・ビジネス日本語の試験	
		(4)言語と社会の関係	④日本と海外の教育制度の違い	
		(5)言語使用と社会	⑤進学後の学校生活関連情報 ・コミュニケーションストラテジー ・キャリア教育	
		(6)異文化コミュニケーションと社会	⑥留学生の異文化受容・適応	
	教育に関わる領域	言語と心理	(7)言語理解の過程	
			(8)言語習得・発達	
			(9)異文化理解と心理	⑦日本語の学習・教育の情意的側面
	言語に関わる領域	言語と教育	(10)言語教育法・実習	⑧演習 ・上級指導法 ・論文・議論の指導法 ・指導案作成 ・教材作成 ・教室活動 ・評価法 ・自己点検 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化（経験を通して学ぶ力の育成）
			(11)異文化間教育とコミュニケーション教育	
			(12)言語教育と情報	⑨留学生のための教材・教具のリソース ⑩著作権 ⑪統計処理（テスト・評価・成績管理）
		言語	(13)言語の構造一般	
	(14)日本語の構造			
	(15)言語研究			
	(16)コミュニケーション能力			

日本語教員【初任】（児童生徒等）に必要とされる教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容（案）	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	(1)世界と日本		
		社会・文化・地域	(2)異文化接触	①移動する子供たちの現状 ②帰国・外国人児童生徒等
			(3)日本語教育の歴史と現状	③外国人児童生徒等に対する教育制度 ・特別の教育課程 ・加配と基礎定数化
		言語と社会	(4)言語と社会の関係	④日本の教育制度 ・外国人児童生徒等に対する支援体制 ・学校内における役割分担 ・キャリア支援
			(5)言語使用と社会	⑤事例分析による各地域の状況理解 ⑥地域・家庭の言語環境と言語使用
			(6)異文化コミュニケーションと社会	⑦多文化家族及び児童生徒の異文化受容・適応 ・アイデンティティ
	教育に関わる領域	(7)言語理解の過程		
		言語と心理	(8)言語習得・発達	⑧教育・発達心理学 ・外国人児童生徒等の発達段階に応じた言語習得の過程 ・DLA等の子供の言語能力の判定方法
			(9)異文化理解と心理	⑨教育・発達心理学 ・子供理解
	言語に関わる領域	言語と教育	(10)言語教育法・実習	⑩日本語指導のコース設計  ⑪参与観察・教育実習 ・学校の参観と記録の作成 ・支援活動(学校・地域) ・実習(授業・教室活動) ・学校現場へのフィードバックを通して、教育実践力、環境創造力、自己研修力の養成  ⑫議論等を通じた内省力の強化
			(11)異文化間教育とコミュニケーション教育	⑬課題解決に向け、異領域と協働する力の養成など
			(12)言語教育と情報	⑭児童生徒等を対象とした教材・教具のリソース
		言語	(13)言語の構造一般	
			(14)日本語の構造	
			(15)言語研究	
	(16)コミュニケーション能力			

日本語教員【中堅】に必要とされる教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容(案)	
コミュニケーション	社会・文化・地域	(1)世界と日本		
		(2)異文化接触	①日本の在留外国人施策 ②関係府省庁による日本語教育施策	
		(3)日本語教育の歴史と現状	③日本語の試験 ④国内外の多様な日本語教育事情	
	言語と社会	(4)言語と社会の関係		
		(5)言語使用と社会	⑤学習者の社会参加	
		(6)異文化コミュニケーションと社会	⑥異文化間トランス	
	言語と心理	(7)言語理解の過程		
		(8)言語習得・発達		
		(9)異文化理解と心理	⑦日本語の学習・教育の情意的側面	
	言語と教育	(10)言語教育法・実習		⑧目的・対象別日本語教育法 ・ファシリテーション
				⑨評価法 ・日本語能力評価, 指導力評価, 授業評価, プログラム評価
		(11)異文化間教育とコミュニケーション教育		⑩学習環境デザイン
		(12)言語教育と情報		⑪課題解決に向け, 異領域と協働する力の養成など
	言語	言語	(13)言語の構造一般	
			(14)日本語の構造	
			(15)言語研究	
(16)コミュニケーション能力				
		中核人材としての管理能力	・マネジメント能力 (セルフマネジメント・チームマネジメント・ラーニングマネジメント) ・事務・管理能力 ・人材育成能力 ・ネットワーキング力	

日本語教育コーディネーター【主任教員（留学生対象の日本語教育機関）】  
に必要とされる教育内容

	教育内容（案）
1	留学施策・入国管理制度・教育行政と、 留学生の出身国の最新の動向の把握
2	法務省告示日本語教育機関の現状と課題 ・業界全体の動向の把握
3	教育機関の運営に関する基礎知識 ・組織マネジメント ・ラーニングマネジメント ・教育機関の経営 ・危機管理
4	キャリア支援 ・留学生アドバイジング ・人材育成のための研修プログラムの策定 ・評価方法 ・セルフマネジメント
5	地域社会と日本語学校 ・コミュニティーデザイン ・ネットワーキング
6	日本語教育のプログラムデザイン ・教育機関の目的・目標に応じたプログラムの策定・実施・点検 評価・改善の流れ ・社会参加を促進する教育活動を考える
7	プログラム評価 ・教育機関の自己点検評価 ・日本語教育プログラム評価
8	事例研究 ・課題解決に向けた方略の検討



日本語教育コーディネーター  
 【地域日本語教育コーディネーター】に必要とされる教育内容

	教育内容（案）
1	在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、 地域における外国人の出身国の最新の動向の把握
2	日本語教育に関わる国及び地方自治体の施策 ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育
3	在留外国人に関連する法制度，行政サービス等の把握
4	地域日本語教育の体制整備に向けた現状と課題の把握 ・調査 ・課題設定の方法
5	地域日本語教育のプログラムデザイン ・策定・実施・点検・改善の流れ
6	地域における関係機関との連携 ・関係機関の把握 ・関係機関との連携
7	日本語教育人材に対する研修の企画・立案
8	活動と広報 ・情報公開・発信 ・個人情報保護 ・著作権
9	組織マネジメント ・ネットワーキング ・コーディネーターの役割
10	事例研究 ・課題解決に向けた方略の検討

日本語学習支援者に必要とされる教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容(案)	
コミュニケーション	社会・文化・地域	(1)世界と日本	1) 学習者の背景に対する理解 ・在留資格 ・国内の在留外国人 ・主な出身国の文化背景 ・来日理由, 日本における生活状況など	
		(2)異文化接触	2) 多文化共生 ・生活者としての外国人に対する日本語教育の目的・目標 ・地域日本語教室の実施体制と支援者の役割	
		(3)日本語教育の歴史と現状		
	言語と社会	(4)言語と社会の関係		
		(5)言語使用と社会	3) コミュニケーションストラテジー ・地域のことば	
		(6)異文化コミュニケーションと社会	4) 異文化理解 ・異文化コミュニケーション ・やさしい日本語	
	教育に関わる領域	(7)言語理解の過程		
		(8)言語習得・発達		
		(9)異文化理解と心理		
	言語に関わる領域	言語と教育	(10)言語教育法・実習	5) 地域日本語教育の多様性 ・活動見学 ・学習者交流  6) 日本語学習支援
			(11)異文化間教育とコミュニケーション教育	7) コミュニケーションスキル
		(12)言語教育と情報		
		言語	(13)言語の構造一般	
	(14)日本語の構造		8) 日本語の構造	
	(15)言語研究			
	(16)コミュニケーション能力			

### (3) 日本語教育人材の養成・研修の在り方とモデルカリキュラム

(2) で示された教育内容を踏まえた日本語教育人材の養成・研修の在り方については、次ページに示す。

なお、各養成・研修を実施する際の参考として、日本語教育人材に必要とされる教育内容を踏まえたモデルカリキュラムを以下①～⑧について示す。

モデルカリキュラムは、日本語教育人材に求められる資質・能力に基づき、必要とされる教育内容を全て含むものとし、その研修プログラム実施の目安として、科目名、教育方法、教育内容、単位もしくは単位時間数を示す。

#### 日本語教員【養成修了段階】

- ① 大学において日本語教育を主専攻とした教育課程（45単位以上）
- ② 大学において日本語教員養成として26単位以上履修するコース
- ③ 日本語教育に関する420単位時間以上の研修

#### 日本語教員【初任】

- ④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教員【初任】研修
- ⑤ 留学生に対する日本語教員【初任】研修
- ⑥ 児童生徒等に対する日本語教員【初任】研修

#### 日本語教育コーディネーター

- ⑦ 主任教員研修
- ⑧ 地域日本語教育コーディネーター研修

## 日本語教育人材の養成・研修の在り方について

### (1) 日本語教員に対する養成・研修

段 階	受 講 対 象	養 成 ・ 研 修 の 在 り 方
<b>中堅段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各活動分野において中核的な立場を担う日本語教員</li> <li>○初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験(2400単位時間以上※)を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動分野を限定せず、分野横断的に必要とされる教育内容を扱うとともに、所属機関・組織を超えて、日本語教育全体に対する視野を養うための実践課題持ち寄り型といった現場の課題に取り組む形式の研修を大学等の教育・研修機関において受講</li> </ul>
<b>初任段階 (活動分野別)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員の養成段階を終えた者</li> <li>○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該活動分野に必要とされる教育内容に関する研修を、当該教育現場におけるOJT研修や、当該活動分野で日本語指導に携わる者に対する大学等の教育・研修機関において受講</li> </ul>
<b>養成修了段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語教員を目指す者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コアカリキュラム及び教育実習を含む26単位または420単位時間以上(※)の研修を大学等の教育・研修機関において受講</li> <li>○日本語教育能力検定試験合格者等については教育実習のみの受講も可</li> </ul>

※1単位時間を45分以上とする

## 日本語教育人材の養成・研修の在り方について

### (2) 日本語教育コーディネーターに対する研修

日本語教育コーディネーター		受講対象	研修の在り方
種別	主任教員 (留学生)	○留学生対象の日本語教育機関の主任教員 ○日本語教育機関において常勤経験3年以上の者	○教務面の責任者に必要とされる管理者研修を大学等の教育・研修機関において受講
	地域日本語教育 コーディネーター	○国際交流協会やNPO等で地域日本語教育をコーディネートする者 ○日本語教育に関する専門的な教育を受け、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有する者	○文化庁の地域日本語教育コーディネーターに必要とされる教育内容に関する研修を、文化庁の他、地方公共団体及び大学等の教育・研修機関において受講

### (3) 日本語学習支援者に対する養成

日本語学習支援者		受講対象	研修の在り方
		○多文化共生・日本語教育に興味・関心を持っている者	○地方公共団体や大学等の教育・研修機関、NPO等の民間団体が開催する研修を受講